

平成 27 年度

奈良県多文化共生・国際化 推進モデル事業補助金

募 集 案 内

奈良県では、国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化の差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の推進及び地域の国際交流・協力活動の促進を図るため、県内の市町村又は国際交流・協力団体等が行う多文化共生又は地域の国際化に係る事業に要する経費について、補助金を交付します。

平成 27 年度については、本補助金募集案内及び「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金交付要綱」（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、募集を行います。ふるってご応募ください！

○補助金説明会 平成 27 年 5 月 11 日（月）午後 2 時～午後 3 時 30 分
奈良県中小企業会館 4 階 小会議室（奈良市登大路町 38-1）
※希望者を対象に実施します。詳細は別添案内をご参照下さい。

○募 集 締 切 平成 27 年 6 月 5 日（金）（必着）

連絡先 奈良県総務部知事公室国際課国際交流係（安田、財賀）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

TEL：0742-27-8477（直通）

FAX：0742-22-1260

E-mail：iad-nara@mahoroba.ne.jp

ホームページ：<http://www.pref.nara.jp/8956.htm>

補助内容

○ 補助対象団体

- ・ 市町村
- ・ 次に掲げる要件を全て満たす団体
 - ① 活動の本拠地が奈良県内にあること。
 - ② 多文化共生、国際交流又は国際協力の推進に寄与する活動の実績が原則１年以上あること。
 - ③ 目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項に関する定めがあること。
 - ④ 非営利の団体であること。
 - ⑤ 特定の政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。

○ 補助対象事業

補助対象団体が実施する多文化共生及び地域の国際化を推進する事業で、特に重要性及び必要性が高く、他団体の範となるものとして知事が認める事業を補助対象事業とします。

※ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業となりません。

- ・ 補助対象団体が既に実施している事業の財源の組替えを主とするもの。
- ・ 補助対象団体が既に実施している事業で参加者負担等の軽減を主とするもの。
- ・ 単なる資金供与だけのもの。
- ・ 事業実施による効果が特定の個人又は少数の者にしか及ばないもの。
- ・ 他の補助金等の交付を受けているもの。

○ 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりです。

- ・ 謝金（講師、委員等）
- ・ 印刷費（資料等）
- ・ 旅費（当該補助事業に要する職員、講師、委員等）
- ・ 通信費（郵送料）
- ・ 募集広告料
- ・ 使用料及び賃借料（会場、パソコン等）
- ・ 委託費（ただし、後述の補助対象外経費に該当するものは含まない）
- ・ 消耗品費（当該補助事業に要する消耗品）
- ・ その他事業を実施するために知事が特に必要と認める経費

※補助対象外経費の例

- ・ 補助金、負担金等
- ・ 他用途に転用可能な備品整備等
- ・ 工事を伴う施設整備等
- ・ 食糧費
- ・ 海外への派遣事業に係る渡航及び滞在費等
- ・ 海外からの招へい事業に係る渡航及び滞在費等
- ・ 記念品及び贈答品等の購入費
- ・ 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、補助対象団体の通常運営に要する経常的経費
- ・ 領収書がない等使途が不明な経費

○ **補助金の額**

補助対象経費の2／3以内（1事業当たりの補助限度額：100万円）

○ **実施期間**

補助事業の実施期間は、補助金の交付を受けた年度の末日までとします。

応募

○ **応募書類**

本事業の応募にあたっては、次の書類を提出してください。（応募用紙は奈良県国際課のホームページからダウンロードできます。）。なお、提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。提出後の差し替えはできませんので、再度のチェックをお願いします。

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
 - ② 事業計画書（第2号様式）
 - ③ 収支予算書（第3号様式）
 - ④ 団体調書（第4号様式）
 - ⑤ 団体の規約、定款等の写し、役員名簿、過去3年分の決算書及び当該年度の予算書
 - ⑥ その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催し案内等）
- ※申請者が市町村の場合は、④及び⑤の提出は不要です。

○ **応募書類の提出期限**

平成27年6月5日（金）必着（持参の場合は、当日17：00まで）

○ 提出先

奈良県総務部知事公室 国際課 国際交流係
〒630-8501 奈良市登大路町30
電話：0742-27-8477
ファックス：0742-22-1260
電子メール：iad-nara@mahoroba.ne.jp

※提出は持参若しくは郵送に限ります（ファックス、電子メールでの応募はできません）。

※郵送の場合は、必ず電話等で、県国際課に到着確認を行ってください。

※送付中の事故については当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

審査

応募のあった事業について、第1次審査及び第2次審査を行い、採択事業を決定します。

○ 第1次審査（書面審査）

奈良県総務部知事公室国際課において、申請書類の書面審査を行います。

○ 第2次審査（外部の有識者等を含む審査委員会による審査）

第1次審査を通過した申請団体から、審査委員に対してプレゼンテーションを行っていただきます（1団体につき、5分説明・5分質疑（予定））。

審査会において、プレゼンテーションの結果、事業内容及び地域バランス等を考慮しながら、総合審査の上、採択・不採択を判定します。なお、第2次審査にあたっては第1次審査の内容を参考にすることがあります。プレゼンテーションに参加しない団体の事業は不採択とします。

※プレゼンテーション概要

- ・日時：平成27年6月14日（日）（具体的時間は、個別に通知します。）
 - ・場所：奈良県庁主棟5階 第一会議室
 - ・プロジェクターを使用する場合は、電子データを平成27年6月8日（月）までに、ウイルスチェックの上、奈良県国際課まで送付してください（使用するパソコンのOS等は別途通知します。）。
- メールアドレス：iad-nara@mahoroba.ne.jp

○ 審査基準

(1) 第1次審査基準

- ① 申請団体が上記「補助対象団体」の要件を満たしていること
- ② 申請事業が上記「補助対象事業」の要件を全て満たしていること
- ③ 単なる構想ではなく、実現可能な内容となっていること

(2) 第2次審査基準

課題への対応性	・ 地域の実情をふまえた課題に的確に対応し、十分にその解決を図り得るものとなっているか。
先駆性、新規性	・ 県内において先駆的なものであるか。 ・ 事業内容に新規性があるか。
波及性、 継続性・発展性	・ 他団体の範となるものとして波及効果が認めるものとなっているか。 ・ 今後の継続や発展が見込まれるか。
公益性	・ 不特定多数の者に効果が還元される、公益性の高いものであるか。
手段の有効性	・ 手法、内容等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的かつ効率的なものとなっているか。 ・ 一定の事業効果が見込めるか。
実効性	・ 団体の事業の遂行能力は十分か。 ・ 事業計画は実現可能なものか。 ・ 経費の積算は適切か。
審査員独自加点	・ 審査員独自の視点による加点
多文化共生加点	・ 多文化共生に資する事業による加点

補助金の交付決定及び事業実績報告等

○ 補助金の交付決定

採択された事業については、交付決定通知をします。
なお、交付にあたっては条件を付けることがあります。

○ 事業中間報告

補助事業者は、交付決定通知で指定される期日までに、所定の様式により補助事業の実施中間報告をする必要があります。

○ 事業実績報告

補助事業が終了したときは、事業完了日から２０日以内又は平成２８年３月３１日（木）のいずれか早い日までに事業実施報告書に必要な書類を添付して提出してください。この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計経理についても適正に行ってください。

○ 補助金の交付（精算払い）

事業実施報告書が適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知します。通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書を提出してください。適正な請求書を受理した後、補助金を交付します。

○ 補助金の交付（概算払い）

補助事業者は、補助事業の完了前に、その一部を概算払により受けることもできます。ただし、概算払による交付回数は２回以内で、概算払による交付金額の合計は、交付決定額の２分の１以内の額です。

補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金概算払請求書に必要な書類を添付して提出してください。この際、領収書等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計経理についても適正に行ってください。適正な請求書を受理した後、補助金を概算払いします。

事業スケジュール

※日程等については決定次第ホームページ等にて御案内します。

事項	日程
補助金説明会	平成２７年５月１１日（月）
応募締切	平成２７年６月５日（金）
第１次審査	平成２７年６月上旬
プレゼンテーションの開催	平成２７年６月１４日（日）
第２次審査	平成２７年６月中旬
採択事業の決定、公表	平成２７年６月下旬
県主催フォーラム	平成２８年３月中旬
補助事業の完了	平成２８年３月３１日（木）まで
事業実施報告	事業完了日から２０日以内又は平成２８年３月３１日（木）のいずれか早い日まで
補助金の額の確定、 交付（精算払い）	事業実施報告の審査後、速やかに

その他

○ 県主催フォーラムでの報告

平成28年3月中旬に開催予定の県主催フォーラムにおいて、事業成果等を波及させるために、事業内容等を報告していただきます（必須）。

○ 説明会

申請手続きをはじめとするこの補助金の制度について、下記のとおり説明会を開催いたします。参加申し込みは不要です。詳細は、別添の案内をご参照ください。

- ・ 日時 平成27年5月11日（月）14：00～15：30
- ・ 会場 奈良県中小企業会館4階小会議室（奈良市登大路町38-1）

○ 募集案内、応募用紙の配布等

- ・ 奈良県ホームページからダウンロードできます。
- ・ 奈良県国際課（県庁主棟6階）においても配布します。
- ・ 郵送を希望される場合は、郵便切手140円を添付し、送付先の郵便番号、住所、氏名を記載したA4サイズが入る封筒を同封のうえ、封筒に、「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業募集案内送付希望」と明記して、下記あて郵送してください。

（送付先）

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県総務部知事公室 国際課 国際交流係

○ 応募書類の記載方法

- ・ 所定の様式に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・ 書類は原則として、ワープロまたはパソコンで作成してください。
- ・ 用紙のサイズはA4で統一し、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。ただし、参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさで結構です。

○ 応募に係る費用負担

応募に係る費用（プレゼンテーション時の準備・発表等に要する経費も含みます。）、平成28年3月中旬開催予定に県主催セミナーでの報告及び事業実施後の報告に係る費用は、全て応募者の負担になります。

○ 情報公開

- ・ 応募書類の記載事項は、担当者に関する事項等の一部の個人情報を除き、原則として情報公開の対象となります。
- ・ 応募された事業名、事業内容、団体名及び代表者名は公表します。
- ・ 第１次、第２次審査の概要は公表します。